

## 太平洋クロマグロのゴールデンウィーク中の 適法漁獲等証明書交付申請期限について

ゴールデンウィーク期間中の適法漁獲等証明書の受付については、暦通りとすることとしていますが、休日、祝日が連続することから、当該期間中に特定第一種第二号水産動植物（太平洋クロマグロの大型魚（30kg以上））を輸出する場合の適法漁獲等証明書交付申請期限を、以下のとおりご連絡します。

令和8年4月25日（土）から5月6日（水）までのゴールデンウィーク期間中の輸出に係る交付申請は、集中することが予想されるため、余裕をもって申請して頂きますようお願いいたします。

### 【一元的な輸出証明書発給システムをご利用の皆様へ】

太平洋クロマグロ大型魚（30kg以上）の輸出に係る交付申請は、原則として通関日の1開庁日以上前までに不備のない状態で行ってください。この期限を過ぎた申請（再申請を含む）は、通関日（夕刻以降）までに証明書を交付することができません。土日・祝祭日を除いた平日を1開庁日としてカウントします。

### 【輸出する太平洋クロマグロを当日市場で仕入れる等の特別な事情がある場合】

輸出の2開庁日前の16時までに、一元的な輸出証明書発給システムにおいて申請事項の備考欄「追加の書類提出あり」まで入力し、先に準備できた書類を提出してください。水産庁から差し戻されたものに必要なすべての書類を添付し、当日朝9時までに再申請する流れです。水産庁（[tekiseika\\_class1@maff.go.jp](mailto:tekiseika_class1@maff.go.jp)）宛に、①申請番号 ②適法漁獲等証明書を申請する旨 ③輸出日（通関日）を記載したメールもお願いいたします。

### 【ICCAT 漁獲証明書と適法漁獲等証明書の同時申請をご希望の方へ】

一元的な輸出証明書発給システムの漁獲証明書の申請画面から、ICCAT 漁獲証明書と適法漁獲等証明書の申請に必要な書類をあわせてご提出ください。

水産庁（[export-certificate@maff.go.jp](mailto:export-certificate@maff.go.jp) と [tekiseika\\_class1@maff.go.jp](mailto:tekiseika_class1@maff.go.jp)）宛に、①申請番号 ②ICCAT 漁獲証明書及び適法漁獲等証明書を同時申請する旨 ③輸出日（通関日）を記載したメールもお願いいたします。